

## 小型特殊自動車をお持ちの方は 軽自動車税の申告が必要です

### 1 小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で「農作業用」と「その他のもの」に分類されます。

### 2 小型特殊自動車「その他のもの」とは

フォークリフト、シヨベルローダー、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシュャー、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などで、最高速度が15km/h以下のものが小型特殊自動車となります。

### 3 小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になります（町税条例第87条）

申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。  
※不申告の場合は、過料（10万円以下）が科せられます（町税条例第88条）。

### 4 申請に必要なもの

(1)所有者及び使用者の印鑑（法人名義で登録する場合は、法人の代表者印が必要です）

(2)販売証明書又は譲渡証明書（販売店又は譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあるもの）

### 5 税額（年額）

(1)農作業用 2,400円

(2)その他 5,900円  
毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

※ご不明な点がありましたら、役場税務課までお問い合わせください。

※申請窓口・お問い合わせ先

役場税務課 Tel..7-5292

## 地域公共交通利用者会議を 開催しました

令和4年3月30日(水)、本別中央会館において第4回地域公共交通利用者会議を開催し、13人の方にご参加いただきました。

今回の会議では、デマンド交通本格運行、しかバスの運行及びタクシーについて意見交換を行いました。

ご意見等の内容は次のとおりとなります。（一部を掲載）

### ・しかバスについて

Q ダイヤ変更が多いと分かりづらい。  
A 運行1年目は不具合に早めに対応していましたが、今後変更する場合、年1回10月に変更するよう検討していきます。

### ・デマンド交通について

Q イカす二モカ（交通系ICカード）は利用できませんか。  
A 利用できます。

### ・タクシーについて

Q タクシー利用は、事前予約が必要でしょうか。  
A モータータクシーは、毎週、火・水・土曜日は町内に待機しているので当日の予約又は町内を「空車」で走行しているタクシーに手を挙げて利用することもできます。

町内に滞在していない月・木・金・日曜日に利用する場合は、函館からの配車となるため予約してから1時間くらい待つこととなりますので、事前予約をした方が利便的です。

※お問い合わせ先

役場企画振興課 Tel..7-5297



## お知らせコーナー

### インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付けが開始されています。

「制度について知りたい」という方は、説明会（無料）にぜひご参加ください。

説明会に関する情報は札幌国税局ホームページの「税に関する情報」をご覧ください。また、YouTube 国税庁動画チャンネルでは、インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。



札幌国税庁HP  
QRコード



動画チャンネル  
QRコード

※お問い合わせ先

函館税務署

Tel..0138-31-3171